児童手当の支給に関する重要なお知らせ

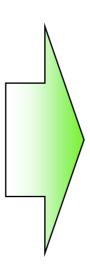
令和8年2月から

児童手当支給日が変わります

令和7年12月 支給きで

支給日

偶数月の7日



令和8年2月支給から

支給日

偶数月の 【 日 日

※支給日が金融機関休業日にあたる場合は前営業日です



問い合わせ先

四日市市 こども未来部

こども手当・医療給付課

電話:059-354-8083